拓殖大学における海外留学 に関する危機管理対応マニュアル

拓殖大学国際部

目 次

1.	はじめに	2
2.	海外生活の心得	2
3.	渡航前の実施事項	4
4.	渡航直後の実施事項	11
5.	滞在中の留意事項	12
6.	緊急時の通報・連絡体制	14
7.	海外で想定される危機とその対策	16
8.	家族の心得	22
9.	帰国時の対応	23
附属	3資料	
	海外留学危機管理チェックシート	26

拓殖大学国際部

◆八王子国際キャンパス:〒193-0985 東京都八王子市館町 815-1

電話: 042-665-1479、FAX: 042-665-1554

◆文京キャンパス:〒112-8585 東京都文京区小日向 3-4-14

電話:03-3947-7212、FAX:03-3947-6140

1. はじめに

海外へ渡航する学生の増加に伴い、事件・事故や自然災害等により自身が被害に遭うケースが増加しています。海外に渡航する学生の安全確保を目的とした本マニュアルでは、海外で危機が発生した場合の対応方針や体制に加えて、学生自身が理解しておくべき基本事項を掲載しています。本学海外留学プログラム(TUSAP)で海外に渡航する学生は、本マニュアルを熟読し、内容を遵守した行動をしてください。また、自身の生命の安全を最優先に行動してください。

2. 海外生活の心得

1) 危険に関する情報を収集する

同じ危機に関する情報でも、渡航前に国内で入手できる情報と、現地で入手できる情報には質・ 量の両面で異なります。不確かな情報に惑わされることなく、最新の正しい情報に基づいて、冷静 に行動することが大切です。そのためにも信頼できる情報を収集し、適切な判断の材料とすること が大切です。

2) 現地の法律を守り、歴史や宗教、文化、風習を理解し尊重する

日本では当たり前の行動が、現地では不適切であったり、違法となるケースがあります。また、 現地の歴史や宗教、文化、風習をよく理解し尊重することも、危険回避のために重要ですので、事 前によく調べて理解を深めておきましょう。

【気をつけるべきポイント】

項目	留意すべき点
薬物使用・所持	理由の如何に関わらず、死刑や無期懲役などの厳罰が科せられる国・地域がほとん
	どです。「薬物は絶対ダメ!!」
飲酒·喫煙	公共の場での飲酒・喫煙が禁じられていたり、年齢制限も日本と異なることがあり
	ます。特に喫煙は「百害あって一利無し!!」
写真·動画撮影	スパイ行為とみなされたり、許可のない撮影が違法行為となる場合があります。
	むやみに撮影(若しくは撮影行為と勘違いされるケース)はしない。
禁制品	国により規制が異なるため、酒類・食べ物や動植物などの持込は注意を要しま
	す。またコピー製品などの模造品や危険物品、希少価値のあるもの等々。
歴史	その国・地域独自の歴史観や日本との歴史的問題が存在することがあります。
宗教	多くの宗教には、忌避事項があります。

在留資格	在留資格が留学ビザでは当然アルバイトは出来ません。 インターンシップなども		
	注意する必要があります。		
政治	政治的に不安定な地域では、不用意な言動や服装等に留意する。公の場で特定の		
以行	政党などについてのコメントや政党カラーの服装で外出することは控える。		

3) 自分の健康上の特徴を認識しながら、新しい環境に対応する

現地の気候や食生活は日本と異なります。現地生活に合わせた体調管理を行う必要があります。 自分に出やすい症状を認識し、発症した場合にはどのように対処すべきかを把握しておきましょ う。常備薬はもちろんですが、現地で信頼のおける医療機関や海外旅行保険のキャッシュレスサー ビスを受けられる病院などの所在地・連絡先は事前に調べておきましょう。また、地域や時期によっては大気汚染が深刻です。マスクを用意する、常備薬を持参する、予め医師にアドバイスを得る などの対策を講じておきましょう。

4) 現地で有効な危機回避行動を習得する

現地の危険ポイントについて、現地の人がどのように認識し、行動しているのかを把握し、危険を回避するよう努めましょう。渡航先のオリエンテーションなどで現地の危険情報が提供される場合もありますが、できる限り早いうちに、関係者に聞くなどして危険情報を得てください。また、必要以上に現地の人と比べて派手な服装・装飾品を身につけることは慎んでください。露出度の高い服装や、シャツのプリント文字が、現地の人々の反感を買うようなメッセージを発していないかを客観的に見てください。また、日本人同士で集まって騒ぐなどの行為は厳に慎んでください。「ロー・プロファイル(目立たない)」に徹することが、危険回避の大原則です。

5) 常に自分の所在を明らかにし、連絡がとれるようにする

渡航先では、有事に備えて常に家族や本学、研修先の関係者(例えば現地主事や提携校、ホストファミリーなど)、現地の在外公館と連絡がつく状態を作っておいてください。

渡航先で大規模災害やテロなどが発生したときには、電話やメール等の連絡手段ですぐに皆さん の安否確認を行います。

滞在が3ヶ月以上になる場合は、渡航後すぐにその地域管轄の日本国大使館・総領事館等へ「在留届」を必ず提出してください。「在留届」を在外公館に届けることにより、万が一、事件、事故、災害などに巻き込まれた際、日本国大使館・総領事館等の援護(安否確認や緊急国外退避など)の対象として認識されます。

6) 見知らぬ人を安易に信用しない

渡航直後など、現地に慣れず不安のあるうちは、親切そうに笑顔で近づいてくる人に対して警戒 心が緩む傾向があります。しかし、そうした学生は犯罪の絶好のターゲットになってしまいます。 世界中には日本ではあまり考えられない様々な被害例(偽ガイド、偽装警官、ぼったくりバー、いかさま賭博、カード詐欺、睡眠薬強盗など)があります。見知らぬ相手の安易な誘いの言葉に乗らないように注意してください。

また安易に自分の個人情報を他者に与えないように注意してください。仮に研修先のキャンパス 内で出会った相手であっても、大学関係者や学生とは限りません。

7) 家族に連絡をする

学生のみなさんが海外へ渡航している間、本人以上に日本で待つ家族が不安を感じたり、身の安全を心配しているケースが少なくありません。海外の生活では、たとえ学生本人が特に身の危険や不安を感じたりしなくとも、日本で待つ家族へ適宜連絡をしてください。

3. 渡航前の実施事項

1) 事前研修への参加

本学主催の海外研修・留学等では、事前研修を行いますので必ず参加してください。(事前研修 欠席は海外研修・留学への参加を認めません)

2) 渡航前の安全対策

研修説明会や事前研修の内容を踏まえ、渡航先での安全を確保するために、次の準備を行うよう にしてください。

【健康管理】

学内健康診断は必ず受診し、希望する場合は医務室への相談、また常備薬が必要な学生は病院 で渡航期間中に必要な分量の薬を処方してもらい、渡航先に持参してください。

渡航先に応じて、感染症予防のための予防接種を行ってください。発熱などの症状により、飛行機に搭乗出来ない場合がありますので、渡航前の体調の維持・管理には十分留意してください。

【防犯対策】

防犯ブザーなどの防犯用品が必要な場合は購入しておいてください。

【情報収集】

危険予防の基本は、リスク情報の収集とそれに基づいた適切な準備です。

【緊急連絡先の確認】

日本国内含め現地緊急連絡先(研修先、旅行保険会社なども)を確認の上、メモを準備して渡航 先に持参してください。

3)海外旅行保険の加入

本学主催の海外研修・留学等に参加する学生は、本学が指定する補償内容の海外旅行保険に加入することを義務付けています。

4) 渡航前の各種準備

【家族や関係者への連絡】

家族(緊急連絡先)や関係者に、旅程表、緊急時の現地連絡先、大学の連絡窓口などを知らせてください。

【留守中の住居】

一人暮らしの場合は、住宅関連の手続き・安全(電気・ガス・水道の元栓の確認、家賃の支払い、窓・ドアの施錠など)をしっかりと確認してください。渡航が長期に及ぶ場合は、役所での海外移転に関する手続き、公共サービス(電気・ガス・水道・電話)や新聞、インターネットプロバイダ契約などを一時停止するといった対応を忘れないようにしてください。また郵便物の転送届も郵便局に出しておく必要があります。これらの手続きには期間に余裕をもって行ってください。

【荷造り】

主な持ち物を「機内持込」「預け荷物」に分けると便利です。快適で円滑な渡航とするため、 不要な物は持たずに、軽量化を図ってください。

【(参考) 機内持込荷物、預け荷物】

荷物種別			具体例	備考	
機内持込荷物	荷物として機内	貴重品	パスポート、航空券、現金(日本円、 現地通貨など)、クレジットカード、 海外旅行保険証券、旅程表、研修資料、顔写真、パソコン、常備薬など 携帯電話充電用のリチウムイオン電池 など、本マニュアル、筆記用具、手帳 など (手帳には、パスポート番号・ 発行年月日・期限、日本の住所、宿泊 先の名前と住所などを記しておくと便 利。)	持込不可のもの ・火気 (ライターなど は航空会社による) ・鋭利なもの (爪切 り、ナイフ、はさみな ど) 持込制限 ・液体状のもの 紛失時に備え、「機内	
預け荷物	手荷物以外は預け荷物に入れる	え 1~2 しょう。 ※各航空 サイズを	り継ぎがある場合はロストバゲージに備 日分の身の回り品を機内持ち込みしま 空会社の利用座席クラスに応じた荷物の や重量は厳守する。(超過料金等支払い は大変面倒)	には、名前と連絡先を 明記する(タグを付け るなど)※	

※紛失時に備えた対策ですが、荷物などにタグなど自分の名前が分かるものを付けたままでいると、名前を読み取られて、思わぬ被害に遭いかねません。荷物受取後は速やかに外してください。

【「たびレジ」への登録】

外務省の海外安全情報配信サービス「たびレジ」に自身のメールアドレスを登録し、海外現地 の危険情報をタイムリーに収集できるようにしてください。

■たびレジ HP https://www.ezairyu.mofa.go.jp/

5) 出発当日の注意事項

【集合について】

集合時間は前もって確認しておき、当日は、空港までの道路混雑や公共交通機関の遅延を見越して、時間にゆとりを持って指定された時間までに到着するよう行動してください。

【空港において】(※利用空港、航空会社、検疫状況等により多少の違いがあります)

■チェックイン手続き

- ・団体の場合は、集合確認と注意事項の説明を受けたあと、チェックインの手続きを行います。パスポートと航空券を用意しておいてください。
- カウンター入口で「預け荷物」のX線検査を受けます。
- ・カウンターに並び、順番がきたら航空券とパスポートを提示します。
- ・「預け荷物」をベルトコンベアに乗せます。最終目的地でのタグが取り付けられます。ロストバゲージ(到着空港で荷物が出てこない)を防ぐために、ここで渡される半券に記載された 最終目的地が間違っていないかを必ず確認してください。
- ・預ける荷物の条件(個数、トランクのサイズ、重量等)は厳格に定められています。事前に しっかりと梱包し、チェックイン時に詰め替え、放棄、追加料金徴収等のないよう注意が必 要です。
- ・パスポート、航空券、搭乗券(ボーディングパス)を受け取り、カバン等に確実にしまった 後にチェックインエリア外に出ます。

■セキュリティ検査

- ・出発口のセキュリティ検査場に行きます。列が進む途中で「搭乗券」の提示が求められるので、あらかじめ用意しておきましょう。
- ・パソコンを持っている場合は、ゲート手前で取り出し、預け荷物とは別に検査を受けます。
- ・荷物(特に財布、携帯電話などの貴重品)を間違って他人に持って行かれないように注意を払いましょう(同様に他人の荷物も持っていかない)。
- ・パスポートと搭乗券を用意して、出国審査のカウンターに並び審査を受けます。
- ・出発ゲートの待合場所へ移動します。
- ・機内に持ち込める液体物には利用航空会社によって条件があることに注意が必要です。

■税関手続き

- ・出入国時のトラブルには以下の項目以外にも申告が義務づけられているものがありますので、 特に高額な物品,多額の現金・トラベラーズチェック等を携行するには注意が必要です。
 - ・高額な楽器(主に EU 加盟国)
 - ・ブランド品、プロ用撮影機材(申告対象のものが多々含まれる)
 - ・現金など 麻薬犯罪などに絡むマネーロンダリング (資金洗浄) を防ぐため、各国・地域の 税関では出入国時に携行できる現金額を定めています。外貨も含めた現金の総額が、米国では 1 万米ドル、EU 諸国では 1 万ユーロ以上の場合、出入国時に税関で申告する必要があります。また、国によっては T/C(トラベラーズチェック) や有価証券を合算したり、自国通貨の 持ち出しを厳しく制限していることもあります。同様に日本にも規則があり、円や外貨の現

金、トラベラーズチェックなどの有価証券も含めた金額が100万円相当以上の金額の場合には税関申告の義務があります。

- ・タバコ 香港や東南アジアの国々では、数量にかかわらずタバコの持ち込みには税関申告を 義務づけたり、免税規定量以上のタバコを持ち込もうとした旅行者に対し、多額の罰金を課 す国・地域がいくつかあります。この場合、税官吏から指摘を受けた後でタバコを放棄しよ うとしても罰金は減額・免除されません。
- ・パソコン、カメラ、ビデオカメラ、その他(食品など) 税関申告や関税の対象になる国・ 地域があります。また、裸体が掲載されている雑誌や酒類、食品類(肉類、果実、野菜、菓 子など)の持ち込みに厳しい国があり、発覚した場合には全て没収(または廃棄)となるこ とがあります。
- ・国によっては、SDG s の観点から、プラスチックバッグなどの持ち込み規制のある場合があります。

【飛行機内において】

- ・飛行中、席に座っているときは常にシートベルトを腰の高い位置で締めます。
- ・長時間同じ姿勢のままでいると、エコノミークラス症候群が発症しやすくなります。こまめに 水分を摂り、軽い屈伸運動をするとよいでしょう。
- ・座席前ポケットにパスポートなどを安易に入れないようにしましょう。忘れ物の元です。

【ロストバゲージに備えて】

経由便を利用で、特に利用航空会社が変わる場合はロストバゲージに備え、機内持ち込みの手 荷物に必要最小限の身の回り品(着替え等)を準備することを勧めます。

【目的地の空港において】

- ・手荷物など忘れ物がないことを確認してから、航空機を降ります。
- •「arrival」あるいは「immigration」のサインを目指して進みます。
- ・パスポート、入国書類を手に入国審査カウンターに並びます。
- ・ターンテーブルに移動し「預荷物」を回収します。ロストバゲージに遭ってしまった場合は、 荷物を預けた際に貰う半券を持って、バゲージ・クレームエリア(ターンテーブル付近の各航 空会社の窓口)へ行きロストバゲージを申請します。書式があるので、名前や連絡先(滞在ホテル)、半券の番号、無くなった荷物の形状、色や特徴などを記入し、係員にいつ荷物が手元に届 くのかなどを確認しましょう。
- ・税関で入国書類とパスポートを提示します。

6) その他注意事項

【金銭管理】

現金とクレジットカードを持参することを勧めています。クレジットカードで支払える場合も多いですが、小さな出費は現金がないと不便です。

■現金

キャッシュレスが進んでいると言われる国でも、現金をある程度持っている必要はあります。ただし、多額の現金を持ち歩くのは危険です。

■クレジットカード

クレジットカードは、買い物や現地通貨のキャッシングにも使用できます。多額の現金を持ち歩かずに済むため便利です。カードは、VISAや Master など国際提携カードが安心です。

キャッシングには、暗証番号が必要であり、また一度に引落せる金額などに制限があるため、事前にキャッシングの手数料を含め発行会社に確認しておいてください。現地で現金を引き出すと、翌月には日本の銀行口座から円に換算した額が手数料と共に引き落とされます。

※クレジットカードを使うときの注意:

- ・暗証番号に分かりやすい番号は使わない(例:誕生日など)
- 紛失の際の連絡先や、カード番号を控えておく
- ・カード番号を絶対に他人に教えない
- ・信用できる店以外では使わない
- ・カード使用の際は、サインをする前に金額が間違っていないか、通貨の単位が記入されているか をしっかりと確認し、控えを必ず受け取る。
- ・現金のキャッシングを行う際には、周りに不審な人物がいないか十分に注意する。

■デビットカード、マネーカード

クレジットカードと似ていますが、大きな違いは即時決済となることです。交通系カードのスイカやパスモと同じ仕組みです。

【パスポート、ビザ(査証)】

パスポートは渡航前に必ず有効期間と査証欄の余白の確認を行ってください。不足している場合には、必ず渡航前に更新申請を行ってください。パスポートの更新(切替発給)は有効期間が1年未満になると可能です。 海外の長期滞在や国によってはパスポートの他にビザを必要とする国があります。ビザを必要とする国の条件は、目的や期間によって異なります。国によっては取得に時間がかかる場合もありますので、申請に必要な書類をそろえる時間も考慮しておく必要がありま

す。また、渡航期間が一定の長期間となる場合は、渡航先の国で外国人登録をする必要がありま す。申請に必要な書類を渡航前に用意しておいてください。

【パスポートを紛失した時は】

パスポートは世界で通用する身分証明書であり、国外にいる間の日本人としての証明書として、 常時携帯している必要があります。パスポートの不携帯を処罰の対象とする国がある一方、パスポートのコピーを携帯すれば問題がない国もあります。渡航先国の事情を調べ、適切に管理する必要があります。万が一、海外でパスポートを紛失した場合には、直ちに最寄りの在外公館(日本国大使館・総領事館等)に連絡し、必要書類を持参して、手続きのために来館する必要があります。

パスポートの再発行には、戸籍謄本又は戸籍抄本が必要になるので、万が一に備えて海外渡航時 に携行することをお勧めします。

※海外でパスポートを紛失し新たな旅券を発給する場合

- ・紛失一般旅券等届出書 (ダウンロード申請書又は、大使館・総領事館等に備え付けのもの) 1 追
- ・警察署の発行した紛失届出を立証する書類又は消防署等の発行した罹災証明書等
- ・6 か月以内に撮影された顔写真(縦 45 ミリメートル×横 35 ミリメートル) 1葉
- ・その他参考となる書類(必要に応じ、本人確認、国籍確認ができるもの)

~上記の紛失 (焼失) 届出後~

新たなパスポート(又は帰国のための渡航書)の取得のためには上記の書類に加え以下の 書類が必要です

(新たなパスポートを申請する場合)

- ・一般旅券発給申請書(10年用又は5年用) 1通
- ・6か月以内に発行された戸籍謄本又は抄本(原本) 1通
- ・6 か月以内に撮影された顔写真(縦 45 ミリメートル×横 35 ミリメートル) 1葉

(帰国のための渡航書を申請する場合)

- 渡航書発給申請書 1通
- ・6 か月以内に発行された戸籍謄本又は抄本(原本) 1 通 又は日本国籍があることを確認できる書類
- •6 か月以内に撮影された顔写真 (縦 45 ミリメートル×横 35 ミリメートル) 1 葉 その他日程等が確認できる書類

※手数料については 大使館・総領事館等にて要確認

【お土産】

渡航先でお世話になるホストファミリー等の重要な関係者には、お土産を持っていくなどの気配りをしましょう。お土産は高価なものである必要はありません。折り紙やポストカード、箸など、日本的なものが喜ばれるようです。

4. 渡航直後の実施事項

1) 大学への到着連絡

現地の滞在先 (ホテル、学生寮、ホームステイ先等) に到着したら、速やかに無事に到着した旨を 国際部へメールで知らせてください。

2) 研修先大学の危機管理体制の把握

研修先でオリエンテーションが実施される場合は必ず参加し、緊急時の対応ルールを把握してください。

3) 在外公館での手続き

旅券法で海外に3ヶ月以上滞在する日本人は、日本国大使館または総領事館に「在留届」を提出することが義務付けられています。これは、災害やテロ等の緊急時の安否確認、退避の手配などの連絡・保護が在外公館から受けられるようにするためです。

	在留届の提出方法	注意事項・備考
ウェ		電子メールアドレスが必要。
ブサイト		渡航先に実際に居住してからの届出となる (渡航
経由	noop // www.charleta.go. Sp/	前には届出できない)。 ※住所変更や「帰国届」の
		提出も可能。

【用紙の入手方法】日本国内:

- 各都道府県の旅券窓口で入手
- ・外務省 HP から用紙 (PDF) をダウンロード

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/image/zairyu.pdf住所変更や、「帰国届」も 窓口

外務省音声自動応答システムにアクセスして

持参 FAX で入手(03-5501-8490) 全て用紙記入による届出 となる。

渡航先:渡航先の最寄りの在外公館窓口で入手

【提出方法】

・渡航先の在外公館の窓口に持参、または郵送あるいは FAX など

5. 滞在中の留意事項

1) 自分の身は自分で守る

危険な場所や地域には立ち入らない、夜間一人で出歩かない、ヒッチハイクなど知らない人の車に 乗らない、自分の所在地(住所)を知らない人に知らせないなど、自分の行動は自分で責任を持ち、 安全第一として行動すること。

2) 警戒心を持つ

犯罪者の標的にならないよう絶えず周りを警戒することを怠らず、危険を感じたらすぐに反応でき るようにして下さい。特に貴重品の管理には常に細心の注意を払ってください。また、現地の雰囲気 に慣れた頃が最も危険と言われています。滞在が長くなると気が緩みがちです。行き先の連絡、所持 品の管理、部屋の施錠など危機管理については自分なりに対策を立ててください。

3)強盗に襲われたときは抵抗しない

万が一、強盗に襲われたときは抵抗せず、現金を渡すようにして身の安全を第一に考えてくださ い。犯人を直視しない、犯人に武器を取り出すと誤解されるような行動は避け、現金の位置を示して 犯人に取り出させるようにしてください。

4) 手荷物はいつも手放さない

友人が居たとしても貴重品は自分で管理をしてください。一瞬でも油断は禁物です。貴重品は手か ら離さず、足元の荷物は両足でしっかり挟むようにしましょう。

5) 現地の人と同じように行動する

研修先では周囲の人々の行動や習慣を良く観察し、現地の人が出歩かない時間は外出を避け、現地の人が近づかない場所は避けるなど、現地の人々と同じように行動することを心がけてください。服装や行動で目立たないことが肝要です。

6) 異文化理解とカルチャーショック

自分が慣れ親しんだ環境を離れて海外生活を始めることで、たくさんの発見があります。同時に、カルチャーショックや異文化への適応に悩むこともありますが、これは自然なことです。自分を責めたり、自分の価値観だけで物事を判断したりするのではなく、多様な文化を理解するための成長の機会と捉えましょう。 一人で悩まずに現地主事、友達や研修先の先生などに相談するほか、スポーツや趣味などで気分転換をしてみましょう。また、カルチャーショックは自分だけではなく、誰にでも起こりえるもので、何度も海外生活を経験した人でも、はじめての土地では少なからず経験します。

【対処法】

- ・日本的な価値観で物事を判断しないように心がけましょう。
- ・一人でひきこもらず、趣味やスポーツ等を通じて交友関係を広げましょう。
- ・自分にあったストレス解消法を見つけましょう。
- ・自分の気持ちを表現しましょう。

7) 生活環境における問題

ホストファミリーや寮でのルームメイトとのコミュニケーションは時に楽しく、時に難しいものです。問題が生じて、どうしても解決しない場合は、現地主事や研修先の先生などに相談し、問題を放置しないようにしてください。

【言葉の壁 カルチャーショック】

研修先では、授業中だけでなく、日常生活のあらゆる場面で外国語を使う機会があります。また、使うことが言語修得の上で一番効果的です。しかし、自分の期待よりも言葉が通じなかったり、現地の人が使っている言葉がわからずに取り残された気持ちになったり、語学力の伸び悩みを感じるなど、「言葉の壁」を経験する人が大勢います。この「言葉の壁」は、以下の点を念頭におきながら、日々努力を続ければ必ず乗り越えられます。

- ・進歩を実感しにくいですが、毎日の積み重ねで必ず力はつきます。
- ・わからないときは積極的に質問しましょう。ゆっくり話して欲しい時は、きちんと意思表示 をしましょう。
- ・間違いを恐れず、積極的に学んだ言葉を使いましょう。

6. 緊急時の通報・連絡体制

1) 危機の報告窓口および報告ルート

提携校関係者、寄宿先関係者、ホームステイ先ファミリー等に困ったことや僅かな問題が生じた場合などは相談し、解決出来ることもあるかと思いますが、緊急事態が生じた場合、危機を認知した場合は以下の手順で対応してください。(※研修先、研修方法により変わります)

- ・短期研修で引率教職員がいる場合は引率教職員へ連絡を行う
- ・長期研修で現地主事がいる場合は現地主事へ連絡を行う。
- ・引率教職員や現地主事がいない場合などは直接国際部へ連絡を行う。

また、報告した危機の情報は、大学からの指示がない限り、他者に漏らさないよう注意してください。 但し、安心サポートシステムに加入している場合は、そちらの連絡先を活用すること。

2) 報告すべき危機の範囲

海外渡航中に緊急事態や危機を認知し、次の①~⑥のいずれかに該当する場合は、迅速に危機情報を報告してください。危機に該当するか判断の難しい場合でも、危機の予兆を過小評価せず、積極的に報告してください。

また、以下の項目に関わらず、海外渡航中に何らかの不安を感じた場合には、同様に窓口に連絡しても構いません。

項目	報告基準
①人的被害	・本人に身体の障害(ケガまた疾病で、通院を必要とする程度以上)が発生した、またはその恐れがある場合 ・本人が第三者からセクハラ・パワハラ等を受け、精神的苦痛を被った場合、または第三者に身体の障害(ケガまた疾病で、通院を必要とする程度以上)を負わせた場合
②物的被害	第三者に損失(直接・間接を問わず)を発生させた、またはその可能性がある場合
③マスコミの動向	テレビ、新聞、雑誌等の媒体を問わず、マスコミにより、本人、本学や提携校等 に対しネガティブな報道がなされている、またはその可能性がある場合
④警察・消防への 通報	盗難や交通事故等の事件・事故に遭遇し、警察・消防へ通報を行った場合
⑤法令等への抵触	法令等へ抵触する行為を行った、またはその可能性がある場合

⑥海外旅行保険の 適用	海外旅行保険の保険金を請求する可能性がある事象が発生した場合
⑦自然災害の発生	渡航先の地域において、日常生活に支障が出るような自然災害が発生した、また はその可能性がある場合
⑧政情不安・騒乱 の発生	渡航先の地域において、デモ活動やテロ行為の発生等による政情不安や騒乱が発生した場合、またはその可能性がある場合

3) 危機情報の報告項目

危機の報告を行う場合は、可能な限り以下の点を踏まえて報告してください。報告にあたっては、 電話による口頭での報告、メールによる報告、どちらも可とします。

□発生日時(または認知日時)
□発生場所(住所・施設名称等)
□危機事象の概要 (何が起きたか)
・事故等の種類(事件・事故・盗難・物損・その他)
・事故等の内容(人的・物的被害の状況を含む)
□現在までの対応状況 (関係機関への連絡状況含む)
□その他、緊急対応を要する事項等

4) 海外への派遣の判断基準

学生の海外への派遣の実施、中止、延期、継続、途中帰国は、派遣先地域の治安情勢等の各種海外 安全情報を勘案し本学が判断します。

下記の判断基準は、外務省が発出する「危険情報」・「感染症危険情報」のレベルに応じた対応を示しています。「危険情報」は、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、その国の治安情勢やその他の危険要因を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安を知らせるものです。対象地域ごとに 4 つのカテゴリーによる安全対策の目安が冒頭に示され、詳細な治安情勢や具体的な安全対策などを掲載しています。但し、事態が刻々と変化するような状況では、現地からの情報等も踏まえ、別途派遣の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断を行います。

	外務省(の「危険情報」	既に渡航している学	これから出発する学
段階	内容		生の渡航継続・中止 等の判断基準	生の渡航可否の判断 基準
О	危険情報なし	_	_	_
1	十分注意してください。	その国・地域への渡航,滞在に 当たって危険を避けていただく ため特別な注意が必要です。	継続 (情報収集のみ)	継続 (情報収集のみ)
2	不要不急の渡航 は止めてくださ い。	その国・地域への不要不急の渡 航は止めてください。渡航する 場合には特別な注意を払うとと もに、十分な安全対策をとって ください。	注意喚起の実施 早期帰国の検討	中止・延期
3	渡航は止めてく ださい。 (渡航中止勧 告)	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。		中止・延期
4	退避してください。 変航は止め てください。 (退避勧告)	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	帰国または第三国へ の避難(出国自体が 困難な場合、在外公 館への保護を求め る)	中止・延期

7. 海外で想定される危機とその対策

海外で発生が想定される危機について、発生した場合の影響とともに、その予防策および万一の遭難時に、とるべき行動のポイントを次に示します。海外渡航中は、後述のような危機発生時に備え、常に緊急連絡先をメモしたものを携帯するようにしてください。事故に遭い意識不明の状態となった場合などに、周囲にあなたの身分や所属を知らせ、スムーズな救護活動につなげられるようにするためのものです。

※安心サポートデスクに加入の場合は、以下の緊急時の対応前に、まずサポートデスクに連絡のこと!

1) 交通事故

途上国などの一部の国・地域では、交通環境の整備が不十分である、交通ルールが確立されていない、車両整備が徹底されてない、運転マナーが悪いといった事情があり、日本における交通ルールの感覚でいると非常に危険です。万が一、交通事故の当事者となった場合、加害者、被害者いずれの場合も、心身ともに大変な痛手を被ることになります。加害者となった場合は、被害者への補償対応はもちろん、その国の罰則に従わなければなりません。また被害者となった場合、死亡や重度な後遺障害となる可能性があり、家族も精神的に大きなダメージを受けます。事故の相手方が無保険の場合もあり、総じて賠償レベルは日本と比べて低いため、自衛策が必要です。

【予防・事前対策】

- ・自身での自動車・オートバイ・自転車・船舶・航空機等の運転・操縦は厳禁です。
- ・あらかじめ現地の交通ルール・交通事情を把握しておく。また、外出時はルールを遵守する。
- ・歩行時にはなるべく歩道の内側を歩くようにし、自動車やバイク等に十分注意する(途上国などでは歩道がなかったり、道路が整備されていない地域もあるため、徒歩での外出時には常に注意を怠らない)。

【緊急時の対応】

とるべき対応	対応主体
現地主事、提携校関係者、引率教職員等に連絡する。	本人 or 本人以外
現地主事、提携校関係者等の協力を求める。	本人 or 本人以外
状況に応じ、現地の警察・救急に連絡する。 ※学生が自身で連絡をする場合には、可能な限り現地主事、提携校関係者の支援を仰ぎ、現地のルールに準じて行動	本人 or 本人以外
在外公館に連絡する。 ※負傷した場合および加害者になった場合は特に連絡が必要	本人 or 本人以外
保険会社に連絡する。 ※被害の大小に係わらず、事故対応は全て保険会社に任せる。 ※事故の相手に対し補償を確約するような発言や個別交渉は避ける。	本人

2) 疾病·感染症

海外では、気候や時差、食習慣の違いなどから体調を崩す場合が多々あり、抵抗力が弱まった結果、感染症などの病気にかかり易くなりがちです。また、衛生管理レベルの違いから飲料水や食品に起因する食中毒も多々発生しています。大抵の場合は、十分な休養や医薬品の処方により回復します

が、重篤となったり、死亡したりするケースも発生しています。医療レベルについては、日本と同等 のものは期待できない地域も多くあります。病状によっては日本へ搬送されることになります。ま た、長期間の入院を余儀なくされた場合、本人だけでなく家族にも大変な負担を強いることになりま す。

【予防・事前対策】

- ・渡航前に予め渡航先の感染症情報を把握し、必要な予防接種を受ける。また、現地で受ける べき予防接種についてはその病院や保健所に確認する。
- ・屋台等の衛生状態の悪い場所での飲食(水・氷・食器類含む)、野生の動物には近づかないな ど、感染症について現地国での流行状況と予防方法を把握し、実践に努める。
- ・日本語が通用する、十分な医療レベルにある等条件の良い病院の所在地・連絡先をあらかじ め複数リストアップしておく(保険会社等が推奨する病院を参考にする)。
- ・既往症がある場合は、病名・症状・常用薬等を英文で記載したメモを常に携帯する。
- ・最低限の常備薬(下痢止め、頭痛薬、消毒液等)は日本から持参する。

【緊急時の対応】

とるべき対応	対応主体
保険会社の窓口に連絡して病院を紹介してもらい、診察を受ける。(※状況により保険会社への連絡が後になり、キャッシュレスサービスが受けられず、後日の払い戻しになる場合もある)	本人 or 本人以外
入院治療が必要と診断された場合は、引率の教職員、現地主事、現地責任者 等に連絡する。	本人 or 本人以外
搬送が必要と判断された場合は、保険会社窓口に連絡し搬送を手配する。	本人 or 本人以外

3) 盗難·強盗

海外での日本人の事件・事故で、最も件数の多い被害の1つが盗難・強盗などの窃盗による被害です。海外に行くと、日本人は裕福かつ身辺の危機意識も薄いと考えられており、ターゲットとされ易いと言えます。盗難は手口も多様で、銀行・両替所等から出てきたところを狙って襲撃したり、滞在先の門番やメイド等が手を組んで犯行に及ぶケース、空港で現地ガイドのフリをしてターゲットに近づくケースなど、様々報告されています。また、強盗の場合は、ナイフで脅す、首を絞めるなど凶悪な手段を用いるケースが多く、場合によっては生命の危機に瀕したり、怪我による後遺症が残ってしまうケースも発生しています。

【予防・事前対策】

- ・外出の際は、目立つ服装を避け、新品・華美な装飾品等は身につけない。
- ・一人歩きはなるべく避け、見知らぬ人に親切に話しかけられても安易に信用しない。銀行を利用した後や、空港に到着した直後などは特に見知らぬ人物とは接しないようにする。
- ・多額の現金は持ち歩かない。貴重品は分散させて携帯するようにする。
- ・リュックサックや間口の広いバックは被害に遭いやすいので使用を避け、鍵のついているものや間口が完全に閉まるものを選ぶようにする。また、目が届くよう体の前側に掛かるように携行する。
- ・携行品損害補償付の海外旅行保険に加入する。
- ・治安の悪い地域や強盗が頻発する地域を事前に特定する。
- ・反映した地図を作成しておく。外出する際は公共交通機関・タクシー・徒歩のいずれの場合でも危 険な地域をコースに含めない。
- ・毎日同じ時間帯に同じコースを歩くなど、生活パターンを予測される行動は控える。

【緊急時の対応】

とるべき対応	対応主体
 ・強盗に襲われた場合には、以下の点に注意して落ちついて対処する。 - 強盗に遭遇したら、声を上げず、抵抗せず、指示に従う(抵抗すると犯人が逆上し、より危険になる可能性あり)。 - 金品を要求してきた場合、落ち着いて一定額を渡す。 - 犯人が立ち去り周囲の安全が確認できるまで、声を上げたり、騒いだりしない。 ・犯人が立ち去った後に現地主事、提携校関係者、引率教職員等に連絡する。 	本人 or 本人以外
・盗難に気づいた際には、所轄の警察当局に被害届を提出する。 ・あわせて事故証明書の発行を依頼する(保険金を請求する際に必要)。	本人 or 本人以外
保険会社に連絡をとり、必要に応じて請求手続きを行う。	本人
盗難されたものに応じた対応を実施する。 ■パスポートの場合 ・在外公館に届け出て、「帰国のための渡航書」もしくは新規でパスポートの申請を行う。 ・必要書類が揃っていれば「帰国のための渡航書」は当日または翌日以降に発行、パスポートは発行までに1週間程度要す。 ■クレジットカードの場合 ・クレジットカード会社に電話し、カードの差し止め手続きを行う。 ・必要に応じて暫定カードを発行してもらう(手数料がかかるケースあり)。	本人

■携帯電話の場合

・携帯電話会社の専用窓口に連絡をし、通話停止の手続きを行う。

4) 誘拐

日本人を狙った誘拐事件はこれまでも多数発生しており、長時間の拘束状態により精神的にも身体的にも深刻な影響を受けたり、殺害される事態も発生しています。日本にいる家族も事件が解決するまでの間、極度の緊張状態に置かれることとなり、精神的な苦痛は計り知れません。

【予防・事前対策】

- ・行動を予測されるのを避けるため、通学や買い物等のルートを随時変更する。
- ・行動予定を身近な人以外には知らせない。
- ・予兆を見逃さない。不審な電話、人・車による尾行等の恐れを感じた場合は、引率の教職員等現 地責任者や必要に応じて警察・在外公館に相談する。

【緊急時の対応】

とるべき対応	対応主体	
万一、誘拐・拉致された場合は、無用な抵抗は絶対にせず冷静に対応する。	本人	
実行犯との間に人間関係を築くよう努める。		
誘拐・拉致の発生連絡を受けた場合、直ちに緊急時の通報・連絡体制に基づいて連絡する。	本人以外	

5) 暴動・デモ、テロ

局地的・小規模なデモであっても、インターネット等を使った呼びかけにより急速に拡大するケースが増えています。当局によって統制されるはずのデモであっても一部が暴徒化し、破壊・略奪行為を行うケースが頻発しています。また、テロ行為については、これまで安全とされてきた地域を含めテロ事件等の発生が懸念される地域は拡大しています。近年では、公共交通機関やホテルなどの施設で爆弾テロが発生する例が増えています。特に外国企業や外国人は格好のターゲットとなりやすい傾向があります。

【予防・事前対策】

- ・関連情報の収集に努める。滞在国内の情勢に加えて、政治・宗教的な記念日や重要イベント、国際情勢等にも注意を払う。特に、在外公館からの連絡が随時受信可能な環境にしておく。
- ・情報を基に、破壊や略奪行為等が予想される人が多く集まる場所に不用意に近寄らない。

例:外国人の多いホテル・レストラン・観光地、繁華街、大規模なイベント実施会場(宗教・政治など)、公共交通機関(駅・空港・バスターミナル)、政府・軍の関連施設

- ・駅や空港等を利用する場合は、不審な人物やモノに細心の注意を払う。
- ・デモが激化し、しばらく外出できなくなった場合に備え、水や保存食、日用品等を滞在先 に備蓄しておく。
- ・連絡がつながるよう、携帯電話を常に充電された状態にしておく。

【緊急時の対応】

とるべき対応	対応主体		
暴動やテロ等のうわさや発生の一報を受けた場合は、暴動や人ごみを			
避け、帰宅もしくはセキュリティの高い場所(大規模ホテル、在外公	本人		
館等)に避難する。			
安全を確保してから、現地主事、提携校関係者、引率教職員等に連絡	* '		
する。	本人		
在外公館に連絡し、避難状況等の報告を行い、今後の対処について指	H 101 H + + + + +		
示を仰ぐ。	本人 or 本人以外		
独断では行動せず、現地主事、提携校関係者、引率教職員等の指示に	-k- 1		
従い対処する。	本人		

6) 自然災害

自然災害は、地震、噴火、土砂災害、森林火災、熱波、風水雪災(台風、集中豪雨、洪水、大雪、雷)等があげられます。日本においてはこれらの自然災害に対して、国や自治体、企業等により一定の対策が講じられていますが、海外では対策が必ずしも十分とはいえないケースが多く、被害がより甚大となる傾向があります。自然災害は、発生時期や時間帯、発生地域、規模によって、被害の大きさや復旧までの期間が異なりますが、巻き込まれた結果、死亡または重傷を負う恐れがあります。また、発災中や直後から1週間程度は、外部と連絡が取りづらくなったり、物資の供給が十分に及ばなくなったりすることも予想されます。

【予防・事前対策】

- ・日ごろから、滞在国・地域での過去の発生事例等に基づいて、発生する可能性がある自然災害を 把握しておく。
- ・在外公館等を通じて、災害発生時の現地国政府の対応や在外公館の支援体制等について情報収集 しておく。
- ・しばらく外出できなくなった場合に備え、水や保存食、日用品等を滞在先に備蓄しておく。
- ・連絡がつながるよう、携帯電話を常に充電された状態にしておく。

【緊急時の対応】

とるべき対応	対応主体
自然災害が発生した場合は、直ちに安全な場所に避難する。	本人
安全な場所に避難した後、現状を現地主事、提携校関係者、引率教 職員等へ報告する。	本人
在外公館に連絡し、避難状況等の報告を行い、今後の対処について 指示を仰ぐ。	本人 or 本人以外
独断では行動せず、現地主事、提携校関係者、引率教職員等の指示 に従い対処する。	本人

8. 家族の心構え

渡航に関して、家族として対応しておくべきポイントは以下の通りです。

1) 出発前

【連絡方法を確立し、連絡先やスケジュールを共有する】

緊急時に備え、学生本人と直接連絡が取れる方法(例:携帯電話や SNS など)を確立し、渡航先の大学や、滞在先の宿舎等の連絡先を把握しておく必要があります。また、定期的に連絡することを予め決めておき、スケジュールを共有することが望ましいと言えます。

【渡航先の危険への対処について話し合う】

渡航先で想定される危険と、その危険に対してどのような予防策が有効か、また実際に危機が発生した場合にはどのような行動をとるべきかについてご家族で話し合い、危機への対応方法について相互に理解を深めておく必要があります。

【保険の補償内容を把握する】

保険の補償内容を確認し、補償対象の事由と免責事由を確認しておく必要があります。

2) 渡航中

【平常時の心構え・行動】

■定期的に連絡をとる

特に学生本人が旅行などで研修先の宿舎等を離れる場合は、行き先や滞在先を把握しておきます。最近では、留学している学生を装った「オレオレ詐欺」が増加しています。

■定期的に渡航先の国や地域の危険情報を収集する

信頼できる情報源から定期的に危険情報を収集し、必要に応じて学生本人と共有することが 望ましいと言えます。

【緊急時の心構え・行動】

■基本的な心構え

平静を保ち、不確実な情報に惑わされないようにする必要があります。大学や警察、外務 省からの連絡・指示を待ち、むやみな行動は控える必要があります。

■情報の把握

正確な情報を把握する必要があります。

■大学への連絡・照会

学生本人から、何らかのトラブルに巻き込まれた旨の連絡があった場合は、速やかに大学の 国際部へ連絡願います。

■安否確認

学生本人の渡航先で自然災害やテロなどの危機が発生し、所在や安否が確認できない場合は、まず滞在先などに連絡し、所在や安否の確認を行います。確認が取れない場合は、国際部に連絡し、その後の対応方法についての連絡や指示を仰ぎます。

9. 帰国時の対応

1)帰国時の留意点

研修を終えて帰国することとなりますが、帰国に際して行うべきことは多々あります。また、生活環境も大きく変化するため、心身ともに一定の負荷がかかります。ここでは、帰国に際しての留意点を記載します。

【関係者への挨拶・連絡】

お世話になったホストファミリーや関係者にお礼の挨拶をしておきましょう。区切りとしてしっかりと感謝を伝え、お別れの挨拶をすることは、今後の信頼関係を育てていくためにも大切です。研修経験を振り返り、きちんと謝意を伝えましょう。

【ビザや在留資格に関する手続き】

留学の場合、研修を終えて帰国する際は、在留管理上何らかの手続きが必要になる場合があります。その手続きを怠ると、再度その国に入国する際、問題が生じることがあります。国によって異なりますので、帰国前は必ず留学先関係機関に報告し、指導に従ってください。

【在外公館での手続き】

渡航時に在外公館に在留届を提出した場合、帰国時には「帰国届」の届出が必要になりますので届 出方法に注意してください。

【現地で開設した各種サービスの閉鎖・解約】

現地で銀行口座を開設した場合には、口座維持手数料が発生することもあるので解約しておく必要があります。

■税関手続き

税関では、テロの未然防止や密輸阻止を図りつつ、迅速かつ適正な通関を行うため、日本に入国 (帰国) する全ての人が「携帯品・別送品申告書」を提出します。

スムーズな税関手続きのため、税関では、入国(帰国)する人に「Visit Japan Web」を利用した電子申告を推奨しています。空港到着後、税関検査場内にある電子申告端末で税関用の二次元コードの読み取りを行うと、電子申告ゲートを利用したスムーズな税関手続きが可能となります。(※但し、税関職員による検査を行う場合があります。)

■Visit Japan Web (VJW) とは

入国手続き「検疫」、「入国審査」、「税関申告」をウェブで行うことができるサービスで、海外から入国する人のほか、日本に帰国する人も利用できます。

2) 帰国時の健康管理

【帰国後の体調不良時への対応】

■大学への報告

帰国時もしくは帰国後に体調不良を感じた場合は国際部へ報告してください。

■検疫所への相談

帰国時に異常があれば、検疫所の健康相談室に相談する方法があります。また、帰国後、数日してから体調が悪くなることがあります。検疫所では帰国後の健康相談も行っているので、成田・羽田の検疫所に相談してください。

【医療機関での受診】

海外渡航、特に発展途上国に渡航した後、少なくとも6か月の間は、渡航関連の感染症が生じる可能性があります。医療機関にかかる際には、必ず海外渡航したことを告げてください。デング熱などによる症状は、ほぼ帰国後3週間以内に見られますが、マラリアなどの寄生虫による感染症や、一部の細菌による感染症の症状は、数週間から数か月あるいは数年たってから生じることもあります。

■発熱

帰国した渡航者にみられる発熱の場合、重大な感染症から生じている可能性があります。 特に、マラリアやデング熱の流行地域から帰国し発熱がみられる場合には、必ず医療機関に かかってください。中でも熱帯熱マラリアは急速に悪化することがあります。

■下痢

帰国してからも下痢の症状がおさまらない場合には、ジアルジア症(ランブル鞭毛虫症)やアメーバ赤痢といった寄生虫による感染症も考えられます。放置すると内臓に問題を起こす場合もありますので、原因をしっかりと調べてもらうことが重要です。

■皮膚の異常

皮膚の異常も渡航後によく見られる症状です。発熱も同時に見られる場合、何らかの感染症をともなっていることが多く、速やかに医療機関を受診する必要があります。

海外渡航後の体調不良には、思わぬ感染症が潜んでいる可能性があります。早めに医療機関を受診しましょう。医療機関の受診にあたっては、症状に加えて次の情報を整理しておき、医師に伝えましょう。また、帰国後での発症であっても、海外旅行保険の付保対象となる場合がありますので、補償内容を確認しましょう。

□渡航先	□渡航期間	□渡航の目的	□渡航中の行動
□宿泊先の∜	犬況(虫除け対策	策ができていたか)	□渡航前の予防接種

【リエントリーショックへの対応】

リエントリーショックとは、異国の文化に順応した後に帰国し、再度自国の文化に触れた際に感じるもので、渡航中に発生するカルチャーショックが帰国後に発生するというものです。対処方法は個人で異なりますが、まずは、こうした症状が帰国時にはつきものだということを把握することが必要です。

また、同じように渡航先から帰国した人と話をすることも有効な対処法です。同じような体験をして、さらに帰国後のストレスを同じように感じている相手との会話は、お互いに救われるところがあるでしょう。渡航経験を振り返り、より多くの気づきを得るためにも、そのような機会を積極的に見つけて活用してください。

3)帰国時の大学での手続き

参加研修によって違いますので詳細は国際部で確認してください。

以上

海外留学危機管理チェックシート

このチェックシートは、海外留学等に参加する皆さんの危機管理を各自が確認するためのものです。 渡航中の事故や事件を出来るだけ回避し、「自分の身は自分で守る」という自己責任において行動出来 るよう、危機管理の事前チェックを行ってください。不十分と思われる項目は、必ず出発までに必要な 情報を入手し熟知するとともに、手段や対策を講じるよう準備してください。(各チェック項目に②を 入れてみましょう)

□1.渡航中のリスクを理解していますか!?【4大リスク】とは?□安全面:事故や事件によって身体や所持品などに危害が加わる。□健康面:病気(感染症、持病含む)などにかかる。□精神面:環境への不適応やストレスにより、精神的な不安定を引き起こす。□犯罪面:自分の不注意により、他人の物を壊したり、怪我を負わせる、違法な荷物を預かるなど知らないうちに犯罪に関ってしまう。
□2. 渡航中の事故を防ぐために、海外に出た時は意識を切り替えることが出来ますか!?
□3.「自分の身は自分で守る」という心構えはありますか!?
【主な心構え】 □ ①渡航先では常に危機回避の手段や行動を意識する。
□ ① 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
□ ②歩きながらスマートフォン(SNS、メール、イヤホン)を使用しない。
□ ④現金、カード類は分散して管理し、多額の現金や貴重品は持ち歩かない。
□ ⑤盗まれやすい位置(後ポケットやリュックポケット)に財布などを入れない。
□ ⑥大きな声(日本語)で話をするなど、日本人として注目されやすい行動は慎む。
□ ⑦単独行動や夜間、早朝の外出はしない。
□ <pre>⑧行先や行動予定は前もって友人や引率教員、あるいは留学先関係者に伝える。</pre>
□ ⑨常に自分の居場所を明らかにし、いつでも連絡がとれるようにしておく。
□ ⑪危険な地域、人通りの少ない路地には近寄らない。
□ ⑪官公庁や治安機関等の関連施設、集会等で人が集まる場所には不用意に近づかない。
□ ⑰何気ないことにも注意し、何となくおかしいなという「気付き」を大切にする。
□ ⑬ひったくりや強盗などにあったら抵抗しない。
□ ⑭住居やホテルではドアや窓の施錠をしっかりし不用意にドアを開けたりしない。
□ ⑮安易に他人を信用しない。 (親しくなっても節度をもって接し自分の意志をはっきり伝える)
□ 16現地の法律を守り、渡航先の宗教や文化等を理解し尊重する。
□ ⑪薬物使用や未成年の飲酒など日本国内の法律に抵触する行為は行わない。
□ ⑱見ず知らずの人や現地で知り合った人から安易に荷物を預からない。
□ ⑲バイクや自転車、流しのタクシーなどには乗らない。
□ ⑩お酒は飲み過ぎないよう十分注意する。 (飲酒後は正しい判断が出来ない、未成年は禁止)
□ ②安易にカメラで撮影しない。(政治的、宗教的、軍事的な撮影禁止対象に注意)
□ ②渡航前に健康診断を受け、必要な予防注射を受ける。
□ ②既往症やアレルギーがある場合には、英語の診断書を入手する。
□ ⑭水や生モノに注意する。(肝炎、赤痢の恐れがある地域では、生水、氷は絶対に口にしない)
□ ②虫や動物に噛まれぬよう、また不用意な接触に注意する。(蚊による感染症、狂犬病などに注意)
□ ⑬細菌・ウイルス・真菌・寄生虫などを介した感染症に最大限の注意を払う。
□4. 渡航先の治安状況を熟知していますか!?

26

□ 5. 渡航先の衛生環境を熟知していますか!?

□6.「外務省海外安全ホームページ」を知っていますか!?

海外安全ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp

□【危険情報】とは?

渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安を知らせるもので、安全対策の4つの目安(カテゴリー)に分かれる。

□【感染症危険情報】とは?

新型コロナウイルス感染症等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報で、予防対策の4つの目安(カテゴリー)に分かれる。

□【危険情報・感染症危険情報】4つの目安

- 「レベル1:十分注意してください。」
- 「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」
- 「レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」
- 「レベル4:退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」

□【スポット情報】とは?

特定の国や地域において日本人の安全に関わる重要な事案が生じた際、あるいは生じる可能性がある場合に速報的に出される情報。その内容は、テロや紛争に関する情報のように日本人の生命に深刻な影響を及ぼすものから、感染症など深刻な病気となる恐れのあるものまで多種多様、いずれも渡航・滞在時の安全対策やトラブル回避の観点から、知っておく必要があると思われる事案について、個々に情報提供することを目的としている。

□【広域情報】とは?

複数の国や地域にまたがる広い範囲で注意を必要とする事態が生じた際に注意を呼びかけるもの。中でも、国際テロ組織の動向に関する情報等は、特定の国や地域に限定できない場合が多いことから、「広域情報」で広く注意を呼びかける場合が一般的。また「広域情報」には、全く地域を限定しない(全世界を対象とする)場合、複数の国や地域にまたがる範囲に限定する場合があるので忘れずチェックすることが必要。

口【安全対策基礎データ】とは?

各国への渡航・滞在に当たって、その国の防犯やトラブル回避の観点から知っておきたい基礎的な情報を取りまとめたもの。「危険情報」が出ていない国でも日常的な犯罪は多く発生しているため、決して安心せずに、安全な渡航・滞在のための知識を身につけることが大切。

□7. 「海外安全アプリ(外務省)」を知っていますか!?

【海外安全アプリ(外務省)】

スマートフォンにインストールすることで、スマートフォンのGPS機能を利用して現在地及び周辺国・地域の海外安全情報を表示したり、渡航先に対する海外安全情報が発出された場合にプッシュ通知で受信したり、また、各国・地域の緊急連絡先を確認することが出来る。

- □8. 渡航先の連絡先や国内の緊急連絡先を大学に届け出ていますか!?
- □9. 「在留届」あるいは「たびレジ」への登録方法を知っていますか!?
- □10. 自身が加入する海外旅行総合保険の補償内容を知っていますか!?
- □11. 治療が可能な渡航先の病院の連絡先や所在地を知っていますか!?
- □12. 渡航先の病院では、自分で診察を受けることが出来ますか!?
- □13. 大学への緊急連絡方法を知っていますか!?
- □14. 渡航先在外公館(日本国大使館・総領事館など)の連絡先や所在地を知っていますか!?
- 口15. 事件・事故に遭遇した場合、現地在外公館へ援護依頼を行うことが出来ますか!?
- * 渡航中にどのような事態が発生するかは全く予測出来ません。現地の情報を事前に把握した上で、 「自分の身は自分で守る」ための手段や対策をしっかりイメージし準備しておくことが大切です。

国際部作成 学生配布用